

秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会構成員による説明会 結果概要

1 日時

令和2年12月24日（木） 13時30分から14時20分

2 場所

秋田県産業技術センター研修館2階 講堂（秋田県秋田市新屋町砂奴寄4-11）

3 構成員参加者

経済産業省 武藤課長補佐、
国土交通省 針谷課長補佐、
農林水産省 小林計画官、
秋田県産業労働部 齋藤新エネルギー政策統括監、
由利本荘市市民生活部 茂木部長、
秋田県漁業協同組合 工藤専務理事、
秋田大学大学院理工学研究科 中村教授

4 次第

- 1 開会
- 2 説明事項 協議会意見とりまとめについて
- 3 質疑応答
- 4 閉会

5 配布資料

- ・秋田県由利本荘市沖における協議会構成員による説明会 次第
- ・秋田県由利本荘市沖における協議会意見とりまとめ

6 議事概要

●＜説明事項＞協議会意見とりまとめについて

- 秋田県：配布資料「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見とりまとめ」に沿って説明
 - ・ 「協議会意見とりまとめ」に記載した留意事項について、公募から発電事業終了までの全過程において留意することを選定事業者を求める。
 - ・ 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
 - ・ 選定事業者は、発電事業の実施に当たって、協議会構成員となっている関係漁業者の了解を得ることとされているため、丁寧な協議を行うこと。
 - ・ 選定事業者は、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益

を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とすること。

- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うほか、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講じること。
- ・ 今後、選定事業者が計画を進めていく中で、新たな問題が発生し、認定された公募占用計画を変更せざるを得ない場合も想定される。その際にも、協議会や関係漁業者等への情報提供や協議を丁寧に行っていただきたい。

● 由利本荘市：配布資料なし

- ・ 出捐金の運用については、現状では、半分は漁港を含む漁業振興として、残り半分を陸域への地域貢献として充当できればと考えている。
- ・ 陸域への地域貢献としては、市全域の町内会の活動支援、次代を担う子供たちのための教育振興、沿岸地域を中心としたイベント等への協賛を柱とした地域貢献事業を検討したいと考えている。
- ・ 本市が事業主体とならないイベントへの協賛についても考えられるが、基金を介さず直接主催団体へご寄付いただきたい。
- ・ 事業者には、景観や音、海生生物への影響等の不安を緩和する努力を継続していただいた上で、出捐金のみならず、地域に配慮したさらなる地域貢献策に期待している。
- ・ O&Mの拠点化、観光の拠点化は地域への経済波及効果が大きいと感じているところであり、O&M拠点及びインフォメーション機能を備えたビジターセンター等の設置・運営を希望する。
- ・ 基地港湾を有していない本市としては、県地方港湾である本荘港の活用と地元業者との協業等、協力体制の構築に期待している。
- ・ このほか、災害時における電源確保、新電力会社設置検討を含めた再エネの地産地消、市民が直接恩恵を享受できる利益還元、地域課題となっている人口減による交通弱者対策や六次産業化支援が考えられる。
- ・ さらには、市内薬師堂地内において国内生産のマザー工場を有するTDK(株)が社員寮、病院、特養施設、商業施設を展開する構想が示されていることを踏まえ、市としても雇用確保や定住促進により大きな経済波及効果が見込まれることから、今後、官民連携でのまちづくり構想として、市が主導する形で進めていくこととして

いる。同エリアにおけるにぎわい創出、再エネの地産地消についても検討いただきたい。

- ・ このような追加の地域振興策実現のため、企業版ふるさと納税、再エネ特例税制の活用、SPCの社員によるイベント参加、ボランティア活動の実施、商工会との連携などによる信頼関係の構築も共存共栄のためには重要であると認識している。
- ・ 事業期間中の経済波及効果について、工事関係者の宿泊・飲食等も含め、運転開始前及び事業終了時点における総合効果を可能な範囲で積算し、事業者選定後に市に提出していただきたい。
- ・ 市では基金条例及び管理運営規程を定め、陸上風力発電を展開している事業者から基金を出捐していただいている。今般の基金についてもこれらの基金条例等をベースとして新たなものを制定したいと考えている。設置時期としては、リードタイムにおける出捐も視野に入れながら協議会において検討していく。いずれにせよ市議会の議決事項となるので、選定事業者、県漁協、市の3者の協議が整った段階で市議会へ上程させていただくことを考えている。

● **秋田県漁業協同組合：配布資料なし**

- ・ 協調・共生策として基金への出捐等とあるが、漁協としては、地元自治体への基金の設置だけではなく、直接漁協に支援いただくことも考えている。具体的な内容は事業者選定後に事業計画が示されてから協議したいと考えている。基金への出捐金額については毎年度同額ということではなく、各年度の対策に必要な額を出捐いただき、合計額が売電年収入額の0.5%程度となるようにと考えている。
- ・ 風車の立地により、従来と同様の海域利用ができなくなることや回遊魚への影響が懸念されることから、風車を建設する当該海域のみではなく、隣接する海域も含めた対策をお願いしたい。その為の漁業協調・共生策の項目として考えられるのは、新しい漁場の造成、後進の人材育成支援、沖合に漁場を展開することとなる場合の設備支援等。
- ・ 万一、洋上風力により漁業に影響が出てきた場合には、減収分の補填措置を行う等、漁業者の不安を解消していただくことも大変重要。
- ・ 一般市民の方との共存共栄という観点では、このエリアで漁獲された新鮮な魚介を楽しめる場として、各種イベントでの提供や学校給食への提供などのほか、風車の海洋レジャーへの活用などが考えられる。
- ・ 漁業影響調査については、事業者選定後に調査手法の検討を開始すると、通年調査の時機を逸してしまうことになりかねない。秋田県八峰町及び能代市沖における協議会において、漁業影響調査手法について検討を依頼しており、同協議会での調査手法の検討を踏まえた漁業影響調査をお願いしたい。
- ・ 風車の設置位置については、事業者選定後に具体的な協議をされることと思うが、促進区域の中でも、この場所への設置は同意出来ないという場所が出てくるのが想定されることに御留意いただきたい。

- ・ 風車周辺での船舶運航ルールについては、選定事業者が主体となって決めるということではなく、その海域の利用者との合意により決定されることに御留意いただきたい。

<質疑応答>

[質問 1]

協議会意見とりまとめの3（3）に、「選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。」「選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーの観測に影響を及ぼすことがないように、気象庁へ事前に協議を行うこと」とあるが、窓口はどこになるのか。

[回答 1]

現在手元に情報がないので、確認し別途回答する。

【説明会後の補足回答】

風力発電施設の建設計画に伴う電波環境や気象レーダーに関する事前照会窓口については以下のとおり。

<照会窓口>

(電波環境について)

- 総務省窓口：東北総合通信局 放送部放送課
TEL 022-221-0697
hoso-tohoku@ml.soumu.go.jp
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>
- 地域の放送事業者窓口：株式会社秋田放送 技術統括局技術管理部
TEL 018-826-8516

(気象レーダーの観測について)

気象庁 大気海洋部 観測整備計画課
jma-radar-windturbine@met.kishou.go.jp
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/radar/windturbine.html>

[質問 2]

公募期間中の接触禁止規定との関係で、事業者と構成員が協議する場を設けていただくような想定はあるのか。それとも事業者が個別に協議することとなるのか。

[回答 2]

風車の設置に同意出来ない場所については、漁協からは現段階で一律にお示しすることはできないと申し上げており、結論としては、協議会意見とりまとめに書いてあるとおり、

洋上風力発電設備等の設置位置については選定事業者が漁業への影響を十分に考慮し、関係漁業者への丁寧な説明と協議を行うこととする。したがって公募期間中に風車の設置位置について関係漁業者と協議することは想定していない。

選定事業者との協議の際には、事業計画の概要を踏まえ、20年以上にわたる事業である点も勘案した上で、漁協として将来にわたって確保しておきたい漁場について協議することを考えている。

[質問3]

基金の配分については、事業者の選定後、協議して決まることとなるとのことだが、収支計画を公募の段階で記載することとなるが、事業者の想定で記載することとなるのか。

[回答3]

基本的にはご認識のとおりであり、実態を踏まえて実現可能な想定でご提出いただきたい。

[質問4]

由利本荘市からの説明内容について、今後、HPなどに掲載する予定はあるか。

[回答4]

Web上で掲載する予定はないが、疑問などがあれば、市の生活環境課までお問い合わせいただきたい。

[質問5]

公募占用計画の収支計画のうち、基金の支出について、事業者の想定した計画で提出し、その後の協議を踏まえて変更となる可能性があるとのことだが、基金の前提の置き方については評価されない(ex.前もって多くの額を積んでいても評価対象とならない)という認識でよいか。

[回答5]

基金への出捐は選定後の協議事項であるため、公募段階では事業者の一定の想定の下に提出いただくこととなるため、一定の合理的説明がなされていればよく、加点などの評価は想定していない。

[質問6]

協議会とりまとめの中では「売電収入の0.5%を目安」とされ、毎年の出捐金額は別途決まっていくということだが、0.5%は出捐の上限金額と考えればよいか。

[回答6]

0.5%は目安として定めているものであり、相場観として捉えていただきたい。0.5%は上限ではなく、具体の出捐金額は協議の中で決まってくるものである。